

## 1. 議事日程

(平成18年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目)

平成18年6月12日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 吉田少年自然の家調査特別委員会の設置について
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
- 日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について  
【平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第9号)】
- 日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
- 日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
- 日程第9 議案第67号 安芸高田市助役定数条例
- 日程第10 議案第68号 安芸高田市収入役の事務の兼掌に関する条例
- 日程第11 議案第69号 安芸高田市助役が安芸高田市収入役の事務を兼掌することに  
伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第12 議案第70号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第71号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第72号 安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例
- 日程第15 議案第73号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第74号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する  
条例

- 日程第 17 議案第 75 号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 18 議案第 76 号 安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について
- 日程第 19 議案第 77 号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 78 号 平成 18 年度安芸高田市一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 議案第 79 号 平成 18 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第  
1 号)
- 日程第 22 議案第 80 号 平成 18 年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 23 議案第 81 号 平成 18 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 24 議案第 82 号 平成 18 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第  
1 号)
- 日程第 25 議案第 83 号 平成 18 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 26 議案第 84 号 平成 18 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会  
計補正予算(第 1 号)
- 日程第 27 議案第 85 号 平成 18 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 28 議案第 86 号 平成 18 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 29 議案第 87 号 平成 18 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第  
1 号)

2.出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸

5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長 建設部長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	岡田敦男	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	穴戸邦夫
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内壮		

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 ( 4 名 )

事務局 長	増 本 義 宣	議事調査係長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

松 浦 議 長

開会前ですが、クールビズについて、ご了解をお願いいたします。  
昨日も申し上げましたが、安芸高田市議会におきましても、地球温暖化対策のひとつとして、昨年度に引き続き、本年度もクールビズを実施いたします。

実施する内容につきましては、本会議においては、節度を保つため、ネクタイを着用いたしますが、上着については議長の許可により脱衣できることといたします。

以上ご協力をいただきますようお願いいたします。

午前10時00分 開会

松 浦 議 長

それでは時間がまいりましたので、ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

増本事務局長

議長。

松 浦 議 長

事務局長。

増本事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成18年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果の報告がありました。

第4点、市長より平成17年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費にかかる繰越計算書についてと、平成17年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越についての報告がありました。

第5点、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の、経営状況説明書についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、ご了承下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

松 浦 議 長

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

松 浦 議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、1番 明木一悦君、2番 秋田雅朝君を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

松浦議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 青原敏治君の報告を求めます。

青原委員長

議長。

松浦議長

はい。

青原委員長

議会運営委員会の報告をいたします。

平成18年第2回定例会の運営につきまして、去る、5月10日及び6月5日並びに本日、議会運営委員会を開き次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から6月23日までの、12日間といたします。

議事の都合により、6月14日及び6月16日から6月22日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、同意2件、承認3件、議案21件、計27件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第67号から議案第69号までについては、一括議題として上程の後、一括質疑を行い総務企画常任委員会に、議案第71号から議案第75号までについては、同じく文教厚生常任委員会に付託することといたしました。

その他、諮問第2号他18件については、すべて付託を省略することといたしました。

一般質問の取り扱いについては、質問は届け出順とし、1日6人で2日間、時間制限は設けず、質問は3回までといたします。

なお、最終日に同意1件が提案される予定となっておりますこと、さらに、産業建設常任委員会で審査されます意見書についても、協議が整いましたら、発議として同じく最終日に上程が予定されておりますこと、あわせて申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は12日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

~~~~~

## 日程第3 吉田少年自然の家調査特別委員会の設置について

松浦議長

日程第3、吉田少年自然の家調査特別委員会の設置についての件を議題とします。

県立吉田少年自然の家の施設、または土地の利用等について調査を行うため、委員会条例第6条、第1項及び第2項の規定によって、9人の委員で構成する吉田少年自然の家調査特別委員会を設置することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって9人の委員で構成する吉田少年自然の家調査特別委員会を設置することと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、吉田少年自然の家調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川角一郎君、塚本近君、赤川三郎君、熊高昌三君、青原敏治君、杉原洋君、今村義照君、玉川祐光君、渡辺義則君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を吉田少年自然の家調査特別委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

日程第4号 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

松 浦 議 長

日程第4、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議案の説明に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会の冒頭にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年度も、はや2ヵ月が経過しようとする中、前定例会でご決定をいただいております予算に基づき、各種事業の執行も順調な滑り出しをみているところでございます。

とりわけ、第2庁舎・総合文化保健福祉施設建設がスタートし、本庁舎周辺の吉田公民館など、既存の施設の取り壊しも終わり、いよいよ工事も本格化しようとしております。議員の皆様はもとより、市民、そして近隣の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今国会では地方自治法の一部改正が可決されており、地方行政を取り巻く環境も大きく変化しようとしております。本市といたしましても、これらの流れを受け止め、さらなる行政、財政改革を進め、

「人・輝く安芸高田」の実現を目指してまいりたいと考えております。皆様方の力強いお力添えをお願いするところでございます。

本定例会へ、提案を申し上げます案件は、諮問1件、同意2件、承認3件、及び議案21件でございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

なお、本朝5時1分地震がございました。御存じのとおりでございますが、市役所では注意警戒態勢をただちにしきまして、担当部長、担当課長が出てまいりました。また、それぞれ建設部の上水、下水の担当、また、庶務の担当課長等が待機をいたしまして、市内の被害の実態等については把握に努めておりますが、現在のところ、そういう被害が、今のところは報告をされておられません。震度についても各支所ごとの震度を見ますと、向原支所が震度4、あとの支所が全部震度3ということでございまして、今のところは別に被害の状況の報告はございませんので、あわせて報告をさせていただきます。

それでは、諮問第2号の提案理由の説明をさせていただきます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を、法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法、第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

本年9月30日をもって任期満了となります。八千代町の竹田昭義委員の後任候補者として、八千代町の柳川淑子さんを推薦するものでございます。柳川淑子さんは、平成元年から6年間民生委員児童委員を務められ平成7年4月から平成16年3月まで八千代町社会福祉協議会に勤務されました。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断して、推薦するものでございます。

以上よろしく審議のうえ、適当なるご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、委員会付託・質疑・討論は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

これより諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

本案は、諮問にあった1名を適任とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたします。

した。

~~~~~

日程第5 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

松浦議長 日程第5、同意第2号、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 同意第2号、議案名、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についてでございます。

本件は、公平委員会委員、泉憲始委員の2年の任期が、本年6月14日で満了となるため、同氏を委員に再任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

なお、公平委員会委員の任期は、地方公務員法第9条の2第10項で4年と定められておりますが、本市の公平委員会は、新市発足後に新たに設置いたしましたため、最初の任期は、地方公務員法制定時の附則第5項の規定によりまして、くじで1人は4年、1人は3年、他の1人は2年と定めております。このことは、一度に委員が交代することを避ける趣旨もあるわけでございます。

泉憲始氏は、高宮町にお住まいで、高田郡農協では総務部長なども歴任され、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政にも精通された方でございます。

なにとぞ、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

松浦議長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては委員会付託・質疑・討論は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

これより同意第2号、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について【平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第9号)】

松浦議長 日程第6、承認第2号、専決処分した事件の承認について、平成1

7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

承認第2号、専決処分した事件の承認について、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算の組み替えをいたしたものでございます。歳入につきましては、地方譲与税128万1千円、利子割交付金263万7千円、配当割交付金227万1千円、株式等譲渡所得割交付金853万9千円、地方消費税交付金487万6千円、自動車取得税交付金1,129万7千円、交通安全対策特別交付金10万5千円、繰入金1,643万2千円、市債1,410万円をそれぞれ追加し、ゴルフ場利用税交付金950万8千円、地方特例交付金160万2千円、地方交付税5,092万8千円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、4事業、総額で、1億3,590万円の繰越明許費を追加するものであります。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、44億5,370万円と定めるものでございます。

以上よろしく審議のうえ、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、先ほど朗読した中で、歳入の配当割交付金を数字を読み違えておりますので、277万1千円でございます。

よろしく申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長からの要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

それでは、平成17年度の安芸高田市一般会計補正予算（第9号）の要点のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、地方譲与税、また、交付金、交付税等の額及び、起債の枠配分が3月末、県の方から確定をいたしましたことから、専決処分により予算の補正をいたすものでございます。

予算書の方でご説明をさせていただきます。まず8ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、2款の地方譲与税、2項の自動車重量譲与税5,490千円の減額で、補正後の予算額を1億9,867万5千円とするものでございます。

続きまして、3項の地方道路譲与税につきましては、677万1千円の増額で補正後の予算額を6,937万円とするものでございます。

続きまして、3款の利子割交付金でございます。263万7千円の増額で、補正後の予算額につきましては1,764万7千円とするものでございます。

9ページをお願いします。4款の配当割交付金、277万1千円の増額で、補正後の予算額を732万6千円とするものがございます。5款の株式等の譲渡所得割交付金、853万9千円の増額は、補正後の予算額を1,095万6千円とするものがございます。

続きまして、6款の地方消費税交付金、487万6千円の増額で、補正後の予算額につきましては、3億1,221万円でございます。

続きまして10ページをお願いします。10ページの7款のゴルフ場利用税交付金でございますが、950万8千円の減額で、補正後の予算額につきましては3,649万2千円とするものがございます。8款の自動車取得税交付金は、1,129万7千円の増額で、補正後の予算額を1億5,621万5千円でございます。9款の地方特例交付金、160万2千円の減額で、補正後の予算額につきましては、1億1,039万8千円とするものがございます。

続きまして11ページでございます。10款の地方交付税のなかで、特別交付税につきましては、額の確定によるものでございますが、5,092万8千円の減額でございます。このことにつきましては、災害復旧等に伴います大きな要因が他県等にございますので、そうした理由に伴います減額が主な理由でございますが、交付税の総予算額につきましては、91億9,006万9千円とするものでございます。11款の交通安全対策特別交付金につきましては、10万5千円の増額でございます。18款の繰入金でございますが、基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金を1,643万2千円増額するものがございます。

12ページをお願いします。21款の市債につきましては、起債の大枠配分の確定により、また事業等の確定によりまして、このたび、起債の限度額を変更させていただくものでございます。まず、2目の民生債190万円、また、3目の農林水産業債520万円、土木債を340万円、特別会計繰出債510万円、それぞれ増額いたしまして、9目の災害復旧債を150万円減額するものでございます。

続きまして、17ページの歳出でございます。歳出につきましては、補正の増減の予算額はございませんが、いずれにいたしましても起債額の確定に伴います、財源の組み替えを行っております。まず3款の民生債につきましては、社会福祉施設費でございます特別養護老人ホームのかがやきの整備事業に係ります、起債の枠配分の確定によりまして財源の組み替えをいたすものでございます。

続きまして4款の衛生費でございますが、環境衛生費は、コミュニティ・プラント整備事業に係ります財源の組み替えでございます。

6款の農林水産事業費でございますが、農村整備費につきましては、

県営事業に伴います負担金に係る財源の組み替えを行っております。

続きまして14ページをお願いいたします。8款の土木債でございますが、この点につきましては、地方特定道路整備事業に係ります財源の組み替えを行っております。

続きまして災害復旧費につきましては、現年災害復旧事業に係ります財源の一般財源との組み替えを行っております。

まず、3ページに戻っていただきたいと思っております。

この3ページでございますが、繰越明許費の補正でございます。先ほどから、歳出の方で財源組替えをさせていただきました関係もでございます。また、簡易水道事業特別会計の繰出金、770万円、また、農業集落排水事業の特別会計繰出金4,980万円、公共下水道特別会計繰出金2,230万円、特定環境保全公共下水道事業特別会計の繰出金5,610万円の繰越につきましては、いずれも、各事業の繰越に伴います、繰越分の起債等の限度額を過疎債充当ということで、今回変更をさせていただいております。過疎債充当相当額を、このたび繰越明許費とさせていただいております。

続きまして4ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、起債の最終枠配分の確定によりまして、民生事業債を190万円増額して5億5,940万円、また、農林水産事業債を520万円増額いたしまして1億1,540万円、土木事業債を340万円増額し、4億3,590万円に特別会計の繰出金といたしまして、起債といたしまして510万円の増額、また、5億4,840万円に、災害復旧費につきましては、150万円を減額させていただきまして2,350万円といたしまして、平成17年度におきます地方債の借入限度額を、総額で44億5,370万円とするものでございます。

以上で要点のご説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

松 浦 議 長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号、専決処分した事件の承認について、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第9号)の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

松浦議長

日程第7、承認第3号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

承認第3号、議案名が専決処分した事件の承認について、安芸高田市税条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、平成18年4月1日から、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、安芸高田市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定に基づいて報告し、議会の承認を求めるところでございます。

よろしく審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 杉山俊之君。

杉山市民部長

それでは、承認第3号、専決処分した事件の承認についてという関係でございますが、お手元に予めお配りしております、定例会資料をご覧くださいと思います。承認第3号の関係でございます。

それでは、税条例の改正についてでございます。資料1ページ目の市民税についての改正の説明をさせていただきます。表の説明につきましては、改正条項、規定の内容、改定の内容の順に説明を申します。まず、最初に改正条項の第24条第2項であります。規定の内容は、個人市民税の均等割非課税限度額の範囲の規定でございます。改正の内容は配偶者、または扶養がいる場合の1人当たりの加算額の減額であります。現行では17万6千円でございますが、改正は16万8千円となり、8千円の減額となります。その下に計算式を書いてありますが、ご覧をいただきたいと思っております。

次に第31条第2項の関係であります。内容は法人市民税均等割の適用税率についての関係でございます。改正の内容は、資本等の金額を資本金等の額にする読み替え規定でございます。それから附則第

5条第1項でございますが、規定の内容は所得割の非課税の限度額の範囲でございます。均等割と同じく1人当たりの加算額の減額であります。現行が35万円を32万円に改正するものでございます。計算式を示しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に固定資産税に関する改正でございます。まず61条第9項及び第10項でございます。規定の内容は住宅用地、小規模住宅用地に係る減額措置でございます。改正の内容は、文化財保護法による指定家屋等の宅地を新たに対象にしたものでございます。200平方メートル以下の宅地については6分の1の課税、それから200平方メートルを超えるものにつきましては、3分の1の課税でございます。対象面積の限度でございますが、占用住宅床面積の10倍までが対象になるということでございます。

それから附則第10条の2でございます。新築住宅等の減額を受けようとするものの申告手続きにつきまして、記載をしております。改正の内容でございますが、特定優良賃貸住宅の特例が18年3月31日で期限切れになることに伴う対象項の配置と、既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の2分の1の減額する制度で、創設に伴う申告について新たに加えられたものでございます。耐震改修の減額措置の条件等でございますが、工事費が30万円以上のもの、1戸あたりの面積が120平方メートル相当分まででございます。減額期間は平成28年度までで、改修年度と減額期限は後日送付させていただきました、別表の説明資料のとおりでございます。その他、上記改正に伴う条項異動及び、軸の整理を行っております。

2ページでございます。附則10条の3でございます。阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の関係でございます。特定優良賃貸住宅の減額特例の期限切れによる対象項の廃止に伴う字句の整理でございます。

次に附則第11条でございます。土地に対する固定資産税の課税特例に関する用語の意義についての項でございますが、特例対象年度が18年度から、平成20年度まで延長されたことと、住宅用地と商業地等2項目が新たに加えられたものでございます。

次に附則第11条の2でございます。土地の価格の下落修正措置でございます。修正措置ができるように平成19年度、20年度と引き続き延長を開催をされたものでございます。

次に附則第12条第1項でございますが、宅地等の負担調整率についてでございます。平成18年度から算出方法が変更されました。改正の内容欄に計算式を載せていただいております。前年の課税標準額に負担調整率を乗じて、課税標準額を算しておりましたが、改正後につきましては、前年度の課税標準額 + 課税年度の評価額 × 5%で課税標準額を出すことになりました。

なお、この計算式に伴いまして、次の2項から第6項において、次

のように調整措置が設けられたものでございます。まず、第2項でございしますが、(ア)として、前年度の課税標準額が80%以上の場合につきましては、前年度の課税標準額を据置ということでございます。それから、(イ)として、前年度の課税標準額が80%未満の場合でございしますが、先の附則第12条の第1項の計算式で行います。計算した額が80%を上回る場合は80%とし、20%を下回る場合は20%とするものでございます。次に(ウ)の前年度の課税標準額が100%以上の場合は100%といたします。

次、3ページが商業地等について、同じく課税年度の評価額と比べて、前年度の課税標準額が70%を超える場合は70%、(イ)として、60%以上70%以下の場合は前年度の課税標準額として、据置ということでございます。それから(ウ)として、前年度課税標準額が60%を上回る場合は60%と。また、20%を下回る場合は20%ということでございます。したがって、課税年度の評価額20%を下回ることがなくなるということでございます。

それから、附則第12条の2でございしますが、改正による条項の削除、または特例措置の期間の延長でございします。

それから、附則第13条でございします。農地の課税の特例でございします。これも負担措置の延長でございします。18年度から20年度までということでございします。

それから、附則第13条の3でございしますが、これは廃止による削除ということでございします。それから、附則第14条でございしますが、免税点の適用に関する特例でございします。免税点の適用につきましては、課税の特例を伴う土地について、特例適用後の非課税標準、適用後の課税標準額とするというものでございします。

次に特別土地保有税に関する改正でございします。附則第15条の2でございしますが、宅地等に係る固定資産税の課税の特例対象の課税についてでございまして、附則12条、附則第12条の2の改正に伴う改正でございします。この条例の改正は18年4月1日から施行するということでございします。改正の条例に返っていただきまして、附則施行期日でございしますが、経過措置としては今までの関係は従前の例による、従前規定でございします。

以上で説明を終わります。

松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第3号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

松浦議長 日程第8、承認第4号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案名が、専決処分した事件の承認についてでございます。  
承認第4号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、平成18年4月1日から、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分したので、同条第3項の規定に基づいて報告し、議会の承認を求めるとでございます。

よろしく審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 杉山俊之君。

杉山市民部長 続きまして、承認第4号の専決処分の承認についての説明を申し上げます。

先ほどの説明資料の4ページをご覧くださいと思います。

第2条第3項及び、第13条第1項の関係でございます。介護給付金の課税限度額の改正でございます。限度額を改正前は8万円から9万円に改正するものでございます。

それから、附則第6項でございますが、公的年金等所得に係る国保税の課税の特例でございます。公的年金控除の見直しに伴いまして、経過措置が講じられたため、字句の修正が生じたものであります。

附則第7項から第10項までは、公的年金控除による見直しによる経過措置であります。平成17年1月1日現在で65歳以上のものに限る措置でございます。

18年度分の年金所得者の軽減判定について第7項が定めたものでございまして、通常と特例ということにしておりますが、通常については年金所得から15万円か、判定所得33万円以下について、7割均等割、平等割を7割減額するものでございます。特例につきましては、年金所得から28万円を差し引いて、判定所得33万円より低い場合は、均等割、平等割は7割減額になるものでございます。

それから附則第8項でございます。これにつきましては19年度分の軽減判定を定めたものでございます。18年度は28万円の控除でございましたが、19年度は22万円の控除になるわけでございます。前項と同じく7割減額ということで計算式の方をお示しさせていただいております。

それから附則第9項でございますが、18年度分の所得割の算定について定めたものでございまして、通常ですと年金所得から33万円を控除して税率を上じますが、特例ではさらに13万円の控除を加えるものでございます。

それから附則第10項でございますが、同じく所得割算定の特例でございまして、19年度分についての適用でございます。通常でございましたら、年金所得から33万円引いたもので税率をかけますが、特例では7万円をさらに差し引き税率をかけるものでございます。

5ページでございますが、以下附則の関係が今回改正で加えられましたので、改正前の附則について随時繰り上げて、字句の整理をするものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第4号、専決処分した事件の承認について、安芸高田

市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 9 議案第 6 7 号 安芸高田市助役定数条例

日程第 1 0 議案第 6 8 号 安芸高田市収入役の事務の兼掌に関する条例

日程第 1 1 議案第 6 9 号 安芸高田市助役が安芸高田市収入役の事務を兼掌することに伴う関係条例の整理に関する条例

松 浦 議 長

この際、日程第 9、議案第 6 7 号、安芸高田市助役定数条例の件から、日程第 1 1、議案第 6 9 号、安芸高田市助役が安芸高田市収入役の事務を兼掌することに伴う関係条例の整理に関する条例の件まで 3 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議案第 6 7 号、議案名が安芸高田市助役定数条例でございます。

本案は、現在 1 名となっております安芸高田市の助役の定数を 2 名とするため、地方自治法第 1 6 1 条第 3 項の規定に基づき、必要な条例を制定するものでございます。安芸高田市も合併いたしまして 3 年目を迎え、本年は、さらなる行財政改革を進める上で最も重要な年と位置づけております。ついては、これらを強力に進めると同時に、行政組織の改革と再編を図るため、助役を 2 名置き、さらにその呼び名を副市長とすることで、名実ともに市長の最高補助機関として拡充したいと考えております。なお、これらのことは、今国会で、既に可決されております地方自治法の改正の内容を踏まえた上の判断で、いち早く取り組みを進めたいと考え、本定例会に上程させていただくものでございます。

よろしく審議のうえ、適当なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして議案第 6 8 号、議案名、安芸高田市収入役の事務の兼掌に関する条例でございます。

本案は、先ほど上程説明させていただきました、助役の定数を 2 名とする条例案に関連するものでございまして、地方自治法第 1 6 8 条第 2 項、ただし書きの規定に基づきまして、本市に収入役を置かず市長が指名した助役がその事務を兼掌する旨を定めた条例を制定するものでございます。今国会で審議され、既に可決されております地方自治法の改正の内容には、収入役制度の廃止が盛り込まれており、来

年4月1日からの施行予定となっております。私としましては、先ほど申し上げましたとおり、国の制度改正を待たず、改革のための大きな推進力として、助役2名制を導入し、その内の1名に現在の収入役の事務を兼掌させたいと考えております。

よろしく審議のうえ、議決を賜りたいと思います。

続きまして、第69号議案でございます。議案名が安芸高田市助役が安芸高田市収入役の事務を兼掌することに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

本案は、先ほど上程させていただきました副市長2人制導入に関連する2件の条例制定議案に伴いまして、既存の4つの条例の文言等の整理をするための関係条例でございます。

よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本3件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、一括質疑の後、所管の総務企画常任委員会に付託される予定となっておりますので、担当部長の要点の説明につきましては、省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、要点の説明を省略したいと思います。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田議員

議長。

松浦議長

18番 岡田正信君。

岡田議員

18番、岡田でございます。

自治法の改正に伴う先取りということが大きな理由というふうに、私は聞き取れたんですが、それは人事権の問題ですし、市長の考え方によると思いますけども、合併当初は、合併する前からのいきさつのお話を私なりに整理してみますと、当初は助役を2人制にするというのが、風潮というか噂というか、流れというか、話というか、いうのがあったかと思うんですよ。業務の今からのいろんな仕事をするのに、この2人制の助役を置いて、副市長ということで能率を図るということも考えられますが、最初からの仕事の関係でいいますと時期的には2年以上経過して、3年目を迎えるところで、その考え方が果たして自治法の先取りでというだけの理由で、それと能率を上げることが、整合性があるのかどうか、市長にひとつお伺いしときます。

松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

この問題はそれぞれ委員会付託をされる予定になっておりますので、委員会付託された時点で、ご説明をしていきたいと、このように考え

ておるわけですが、当初から助役2人という案はあったわけ  
でございます。というのはやはり、合併した状況の中で、それぞれ6つ  
の町が合併したわけございまして、これをまとめていくことには、  
やはり助役2人制度が、私は好ましいという判断はしておったわけ  
でございますが、時期がなかなかこなかったということで、今回そのよ  
うな方策を取らせていただきたいということで、ご提案を申し上げて  
おるところでございます。

松 浦 議 長  
熊 高 議 員  
松 浦 議 長  
熊 高 議 員

他に質疑ありませんか。

議長。

10番 熊高昌三君。

今の岡田議員の質問とも関連することもあるかと思えますし、さら  
には、議運の委員長の方で委員会付託ということなので、詳細につ  
いては委員会の方でまた、議論をする場があるかと思えますが、やは  
り大きな組織の改革ということで、大きな流れの部分で何点か、やは  
り市民の方も大きな興味を持っておられることだと認識した中で質問  
させていただきますが、国の流れ、そういったものの流れの中で安芸  
高田市も組織改革するという、そういった流れは十分理解をできる  
というふうに私も認識をしております。そこで、収入役の制度をなくす  
ことも含めて、安芸高田市の場合に現状、どういった課題が大きくあ  
って、助役2人制にすることによって大きなメリットというのが、ど  
ういったところに生まれてくるかという大きな流れの部分を少しお  
聞きをしておきたいというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

先ほども申し上げましたように、私、市長としては助役2人制の方  
が合併当初のいろいろな課題を解決していくため、しかも合併して、  
非常に広域になり、それだけに仕事も多岐にわたってきておると、そ  
ういう意味で市長の下に、将来的には副市長ということになりますし、  
今回は呼び名を副市長ということでやらせていただきたいと、こうい  
うことで提案を申し上げておるわけでございます。

今後2人制になったときにどのように事務を分担していくというこ  
とは、後ほど委員会でもご報告をさせていただきたいと思えますが、  
2人で市全体の事務の分担をしながら、市長の意を受けて、権限を持  
った副市長が職員をリードしていくと、こういうことが今後大事にな  
ってくるわけでございます。例えば、大きな今課題を抱えております  
地域高規格道路にしても、担当部長と命を受けた副市長が、かなり積  
極的に動かないと、この問題というものはなかなか前に向いていかな  
いと思えますし、今後行政改革を早く組織改革をやっていきたいと、  
このように考えておりますので、それも今度できる2人制副市長がリ  
ードしていくとこういうようなことも我々も考えています。それから、

今後市の予算というのはだんだん減っていかざる得ないと、こういうこと。特に公共事業については、市が単独でやる事業というのは減ってくると思います。しかし今、県の予算、国の予算については、まだかなり私はその手の打ちようによっては、打てると考えておりますが、そこらも今後副市長がリードしながら大きな課題を解決して、また、一番大きな吉田町で企業が撤退したあとの問題につきましても、大きな企業誘致の問題もあります。しかし、そこらは副市長が先頭に立って、県の商工労働部と具体的な交渉をするというのは、やっぱり副市長じゃないとできないと、このように考えておりますので、そういう意味で今後行政改革の推進をし、大きな事業の推進をするために、この権限を持った副市長2人制が、私は今後の安芸高田市の行政に役立つというように考えております。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

本3件については総務企画常任委員会に付託し、審査することといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りします。

ここで休憩を11時25分まで休憩といたしたいと思っております。

なお、本休憩中に先ほど設置されました、吉田少年自然の家調査特別委員会の正副委員長をご選任いただきますようひとつ、お取り計らいをお願いします。

議長室を利用して下さい。

~~~~~

午前 11時08分 休憩

午前 11時25分 再開

~~~~~

日程第12 議案第70号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

松浦議長 それでは時間がまいりましたので、休憩前に続き会議を再開します。日程第12、議案第70号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第70号、議案名が安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、昨年、年1回年度末のみの支払いとなっております行政嘱託員の報酬について、年4回の支払いに改めるために規則の改正と合わせて行うものでございます。

なお、本年度分については、行政嘱託員さんに口座振替の登録事務の都合によりまして、経過措置を設けまして、年2回の支払いとさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、合わせて行う改正の中で、新たに4名の非常勤特別職の職名と報酬の額を設けさせていただきます。

よろしく審議のうえ、適当なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

議案第70号につきまして、要点のご説明をいたします。

別紙一部改正によります条例の新旧対称表をお手元の方に配布させていただきます。それに基づきまして、一部改正に伴います条例のご説明をさせていただきます。

第1条、第2条、第3条については額を定めるものでございますので、関連的な条文は改正をいたしておりません。

次に第4条支給の方法でございますが、3項の方で掲げておりますそれぞれの支給日の支払期間ごとに、支給日の号をあとで整理させていただきました。この線の、旧改正前の支払の内容につきましては、4項というかたちの方で、新たな号を整理いたしました関係でここを抹消させていただきたいと思っております。

次に2枚目をお願いいたします。新たに4号をさせていただきましたのが、行政嘱託員設置規則に対応する支給日を、ただし書き規定、支払日についても準用するというので、3号に掲げておりました条文をこのように、(1)1月から3月まで3月20日、(2)4月から6月まで6月20日、(3)7月から9月まで9月20日(4)10月から12月まで12月20日ということで、この行政嘱託員の報酬等に改正をさせていただいたものでございます。

続きまして、条文の整理でございますが、4号の中で掲げております、条文につきましては、それぞれ整理をさせていただき、額等の関係につきましては、規則の方で定めをさせていただいておるところでございます。

続きまして、4号を加えた関係で4を5、5号を6号をお願いをしたいと思っております。

続きまして別表の関係でございますが、別表の関係につきましては、第2条、第3条関係につきまして、一番最後に子どもの体力向上実践事業安芸高田市実行委員会委員、日額1万3千円ということが一番最後にございますけども、この項目の行を別表改正後に改正をしていただきたいと思います。このことにつきましては、非常勤特別職を4名ほど追加いたすものでございます。追加いたします案件につきましては、障害認定審査会の委員、日額1万4千円、続きまして地域包括支援センター運営協議会委員、日額7千円、地域密着型サービス運営委員会委員、日額7千円、健康増進計画策定委員会委員、日額7千円とするものといたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用するものでございます。経過措置といたしまして、2項目の中に掲げておりますが、行政嘱託員に関連いたしまして、平成18年4月から9月までの期間に対応する報酬の支給につきましては、第4条第4項の規定にかかわらず12月20日としていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第70号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第13 議案第71号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 7 2 号 安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例

日程第 1 5 議案第 7 3 号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

日程第 1 6 議案第 7 4 号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

日程第 1 7 議案第 7 5 号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長 この際、日程第 1 3、議案第 7 1 号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 1 7、議案第 7 5 号、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についての件まで 5 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第 7 1 号、議案名が安芸高田市税条例の一部を改正する条例、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 1 8 年 4 月 1 日から、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、安芸高田市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

次に議案第 7 2 号でございます。安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例でございます。

本案は、障害者自立支援法第 1 5 条の規定に基づきまして、障害者の障害程度区分の判定等を行う審査会の設置が義務づけられました。同法第 1 6 条の規定によりまして、委員の定数を定めるための条例を制定するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議案第 7 3 号、安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、乳幼児の疾病の早期発見及び治療を促進し、もって乳幼児の健やかな育成を図るとともに、少子化社会に対応しつつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会への第一歩とするために所得制限の撤廃を行い制度の拡充を図るものです。

よろしく審議を賜りたいと思います。

続きまして第 7 4 号、安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の健康の向上と生活の安定を図るとともに、ひとり親家庭等医療費助成制度を、今後とも安定的で持続可能な制度として実施していくため、受益と負担の関係を見直すための改正を、県の制度に準じて行うものでございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第75号でございます。安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、障害を持っておられる方々の保健の向上福祉の増進及び重度心身障害者医療費助成制度を、今後とも安定的で持続可能な制度とするために受益と負担の関係を見直すことを目的とした改正で県の制度に準じて行うものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

以上でございます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本5件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、一括質疑の後、所管の文教厚生常任委員会に付託される予定となっておりますので、各担当部長の要点の説明にいたしましては、省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、要点の説明を省略いたします。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本5件については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、よってさよう決定いたしました。

~~~~~

日程第18 議案第76号 安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について

松浦議長

日程第18、議案第76号、安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第76号、議案名が安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更についてでございます。

本案は、総務省自治行政局からの通知で、土地開発公社経理基準要綱の一部が改正されたことによりまして、安芸高田市土地開発公社の定款に定めてあります文言の一部を整理する必要があるため、公有地の拡大の推進に関する法律、第14条第2項の規定に基づき議会の議

決を求めるものでございます。

松 浦 議 長

よろしく審議を賜りたいと思います。

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

それでは、議案第76号の提案理由のご説明をさせていただきます。

資料をおつけさせていただいておりますが、新旧対称の方をご覧いただきたいと思います。ただいま市長の方から提案理由ございましたように、国の通達に基づきまして要項の一部が改正されたわけでございます。それに伴いまして、文言を整理させていただきました。第20条の資産のところ、基本財産及び運用財産とありますものの及び運用財産を削除いたしまして、この土地開発公社の資産は基本財産とするということに、表現を変えさせていただいております。

また、附則といたしまして、平成18年2月24日に土地開発公社の理事会の方で議決をいただいておりますので、それを付け加えさせていただく。なお、施行期日といたしましては、この定款は広島県知事の許可のあった日から施行するということになっております。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第76号、安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第19 議案第77号 安芸高田市非常勤消防団員に係る

退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する  
条例

松浦議長 日程第19、議案第77号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第77号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、共済基金から、市町村に支払われる退職報償金が増額されたことに伴い、安芸高田市の非常勤消防団員の退職報償金の改定をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 竹川信明君。

竹川消防長 失礼いたします。竹川と申します。よろしくお願いいいたします。

安芸高田市消防非常勤消防団員の退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての要点をご説明いたします。

本案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令の一部が改正され、共済基金から市町村に支払われる退職報償金の一部がそれぞれ、2千円増額されたことに伴い、安芸高田市の非常勤消防団員の退職報償金も同様に2千円増額いたします。

なお、改正の2千円それぞれ3段階ございまして、10年から5年ごとに、あるいは10年から15年、20年から25年、それぞれに在職した団員さんにかかる報償額が各2千円ずつ増額をされたものでございます。なお、施行につきましては、18年の4月1日から施行ということでございます。従前の団員の経過措置につきましては、内払い規定で今後は調整していくこととなります。

以上です。

松浦議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。

これより議案第77号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第78号 平成18年度安芸高田市一般会計  
補正予算(第1号)

松浦議長 日程第20、議案第78号、平成18年度安芸高田市一般会計補正  
予算(第1号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第78号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)  
でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4,564万3千円を追加し、予算の総額を208億564万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、県の支出金160万8千円、繰入金3,493万5千円、諸収入910万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費8,171万2千円、衛生費4,966万7千円、農林水産業費2,466万4千円、商工費65万4千円、教育費2,524万9千円をそれぞれ追加し、議会費712万5千円、民生費1億979万6千円、土木費1,497万5千円、消防費440万7千円をそれぞれ減額するものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、県営一般農道整備事業・中馬トンネル工事負担金として、平成18年度から平成20年度までの期間で、2億円の債務負担の限度額を設定するものでございます。

以上よろしく審議のうえ、適当なる議決を賜りたいと思います。

松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

それでは初めに、このたびの補正予算につきましては、先般に、皆様に議案書とともにお配りさせていただいております、平成18年の安芸高田市議会6月定例会予算議案説明資料によりまして、まず概要の説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページでございますが、1につきましてはの会計別の、予算の状況でございます。一般会計の補正額につきましては、4,564万3千円を計上しております。補正後の累計額につきましては、208億564万3千円となり、前年同期に比べまして、90.7%で、9.3%の減となっております。このたび、一般会計他に、9の特別会計の補正も計上いたしております。概要につきましては、2ページをお願いをいたしたいと思っておりますが、このたびの補正につきましては、4月1日発令の職員の人事異動に伴いまして、各費目、各特別会計におきます、職員給与費を補正をいたしたものでございます。一般会計におきます補正のうち、職員給与費の補正に伴いますものは、一般会計職員分が201万1千円の増額で、特別会計の職員給与に係る補正につきましては、各特別会計への繰出金による調整を行いまして、そこに総計として掲げておりますが、3,489万9千円の減額となり、あわせて3,288万8千円の減額となっております。このことにつきましては、一般会計所管の職員は、当初予算対比で2名の増、448名、特別会計は3名減の44人となっております。また、条例の一部改正によりまして、議員報酬の額につきましては、昨年度に引き続きまして5%減額措置を行っております関係で、議員人件費を685万3千円の減額といたしておるものでございます。

続きましてこれら人件費の減額、また減額補正の財源及び歳入補正の余剰財源を、財政調整基金といたしまして6,909万5千円を積立いたしております。

一般行政経費の補正につきましては、扶助費が423万8千円減額、物件費を1,088万8千円増額、補助費は963万9千円増額いたしております。

次に特別会計の補正につきましては、国保、また介護保険、また介護サービス、公共下水、特環、農集、浄化槽、簡水の8つの特別会計は、一般会計と同様に、職員の人事異動等に伴います、職員の給与費の補正をいたしたところでございます。老人保健特別会計につきましては、前年度の医療費の確定に伴いまして、事業費の精算によりまして、一般会計の方に繰入をさせていただいております。

続きまして3ページ、また4ページにつきましては、一般会計の各款別の歳入予算及び歳出予算補正の概要を記載したものでございます。詳細につきましては、後ほど、補正予算書の事項別明細書によりまし

てご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして5ページをお願いします。補正額の性質別経費を掲げております関係で、人件費につきましては、先ほどご説明をさせていただいております、削減によります議員人件費が685万3千円の減額、また特別職人件費の共済費が6万5千円の減額、一般職員の人件費が207万6千円の増額で、総額は、484万2千円の減額となっております。扶助費につきましては、医療費の一部負担導入によりまして、重度心身障害者・ひとり親家庭等の医療費423万8千円の減額が主なるものとなっております。物件費につきましては1,088万8千円でございます、乳幼児医療費等の電算システムの改修、またエネルギー教育推進事業教材費、また教育委員会によります職員の育休の代替賃金、また試掘調査委託経費を計上いたしております。積立金でございますが、財政調整基金積立金といたしまして、6,909万5千円を計上いたしております。

繰出金につきましては、3,489万9千円の減額で、特別会計所管の職員の人事異動に伴いました、職員給与費相当額の繰出金の減でございます。

7ページをお願いします。7ページにつきましては、性質別に伴います、経費の用語の解説を記載させていただいたものでございます。8ページにつきましては、節別の補正予算額、また、9ページ、10ページにつきましては、款別の節ごとの補正額を掲げております。一読をお願いしたいと思っております。

続きまして11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。一般職の人件費の補正の総括表を作成させていただいております。費目別に、左が補正後の数値で、中央が補正前の数値でございます。右の欄が増減で比較させていただき、このたびの補正額の内容になっております。まず、一般会計所管の職員総数につきましては、448人で、補正前と比較すると2名の増ということでございますが、補正後の職員給与費の総額につきましては、39億8,065万5千円でございます。

右の欄の費目間の職員数の主な増減の理由でございますが、3款の民生費、社会福祉総務費、6人の減は、保健師の一部を4款の保健衛生総務費の費目に変更いたしております。同様に、3款の民生費の保育所費の中で6人の減につきましては、保育所配置の給食調理員の一部を10款の教育費の学校給食費、また、給食センターに配置換えしたことによるものでございます。

6款でございますが、農業総務費の4人の増につきましては、管財課の地籍係の職員を農林整備課に課の配置換えをしたことによるものでございます。

10款でございますが、教育費の中で社会教育総務費と保健体育総務費の増減につきましては、各事務事業につきまして職員配分を考慮

し、費目替えをしたものでございます。

続きまして特別会計所管の職員総数につきましては、下段の段にまとめておりますが、44人でございます。特定環境保全公共下水道事業特別会計、また農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計所管の職員がそれぞれ1名ずつ減少いたしまして、補正前と比較すると3名の減で、一般会計、特別会計を合わせて総員数492名、当初予算と比較すると1名の減、予算額で3,282万3千円の減となっております。1名の減につきましては、予算、3月の調整後において職員の方の退職願が出たものでございます。職員の早期希望退職申し出によるものでございます。職員給与費の減につきましては、先般の給与条例等の改正に伴いまして、定期昇給者の大幅な減少、また、管理職手当の支給率の改正による支給等も行っております。そういうものが主な職員給与費の減額の要因となっております。

続きまして補正予算書の方の議案第78号の補正予算の1号でございますが、予算の概要をご説明をさせていただきます。

予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、15款の県支出金、2項の県補助金、民生費の県補助金211万9千円の減額につきましては、医療費に公費負担事業の一部負担制度の導入に伴いまして、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費公費負担事業費に県補助金が減でございます。

続きまして6目の教育費の県補助金、372万7千円の増額でございますが、国の方の補助金のエネルギー教育推進モデル地域事業の補助金といたしまして、事業費の10割の補助を受け取るものでございます。

18款の繰入金でございます。1項の特別会計繰入金、1目の老人保健特別会計繰入金3,493万5千円の増額につきましては、平成17年度の老人保健特別会計の医療費等の精査に基づきまして法的に繰出をさせていただきとりますその額の精算の返納でございます。

20款の諸収入、雑入でございますが、910万円の増額につきましては、社団法人の自治総合センターからの、事業費の10割助成のコミュニティ助成事業助成金を計上するものでございます。

続きまして9ページをお願いします。歳出の関係でございます。このたびの歳出補正の2節の給料、また3節の職員手当、4節の共済費の職員人件費の増減につきましては、職員の人事異動等によりまして、それを整理したものでございます。

まず1款の議会費712万5千円の減額につきましては、当初予算編成後の条例の改正に伴いました議員さんの報酬の減の685万3千円、また一般職員人件費27万2千円の減でございます。

2款の総務費でございますが、1目の一般管理費の方で、415万2千円の減額につきましては、職員人件費の減でございます。

6目の基金管理費6,909万5千円の増額につきましては、予算

の整理をさせていただき、財政調整基金に基金の積立とするものでございます。

12目の自治振興費910万円の増額につきましては、先ほどご説明いたしましたコミュニティ助成金の財源といたしまして、地域振興会へのコミュニティ助成事業助成金でございます。

続きまして10ページお願いします。2項の徴税費でございますが、26万7千円の増額、3項の戸籍住民基本台帳費の1,513万4千円の増額、4項の選挙費145万2千円の減額、11ページにまいりまして、5項の統計調査費494万7千円の減額、6項の監査委員費133万3千円の減額は、いずれにいたしましても職員の異動によります職員給与費の補正等でございます。

3款の民生費、社会福祉総務費3,987万5千円の減額につきましては、職員人件費に伴いまして3,833万2千円の減額、また国民健康保険特別会計に伴います、人件費補正相当額の繰出金の減が主たるものでございます。

12ページをお願いします。

3目の老人福祉費でございますが、1,301万9千円の減額につきましては、介護保険また、介護サービス特別会計の人件費補正相当額の繰出金の増減でございます。

5目の社会福祉医療公費負担事業費、261万6千円の減額につきましては、乳児医療の所得制限緩和等に伴います、電算システムの改修委託費を83万2千円計上いたしまして、医療費公費負の一部負担制度導入に伴います重度心身障害者医療扶助費を、344万8千円減額するものでございます。

続きまして7目の人権会館費5万4千円の増額、また2項の児童福祉費、保育所費で5,355万円の減額としては、職員給与費の補正でございます。

次に5目の児童福祉医療公費負担事業費79万円の減額は、医療費公費負担の一部負担制度導入に伴いました、ひとり親家庭等医療扶助費の減が主たるものでございます。

13ページをお願いいたします。4款の衛生費でございますが、1目の保健衛生総務費6,053万2千円の増額につきましては、職員人件費の補正でございます。

4目の環境衛生費、1,093万円の減額につきましては、簡易水道及びまた、浄化槽整備事業特別会計の人件費補正相当額の繰出金の増減でございます。

続きまして2項の清掃費で、2目のし尿処理費6万5千円の増額は職員人件費の補正でございます。

14ページをお願いします。6款の農林水産業費の、2目の農業総務費2,402万円の増額につきましては、職員人件費2,897万6千円の増、及び農業集落排水事業特別会計の人件費補正相当額の繰

出金、495万6千円の減が主なものでございます。

2目の林業費でございます。1目の林業総務費64万4千円の増額につきましても、7款の商工費の、商工総務費65万4千円の増額、15ページの8款の1目の土木総務費450万3千円の増額、2項の道路橋梁費におきます、1目の道路橋梁総務費の1,515万5千円の減額及び16ページお願いします。1目の都市計画総務費2万7千円の増額は、それぞれ職員の異動に伴います人件費補正分でございます。

続きまして2目の公共下水道費でございますが、445万1千円の減額につきましては、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別会計の人件費の補正の相当額の繰出金の増減でございます。

5項の住宅費でございます。1目の住宅管理費の10万1千円の増額、17ページにいきまして、9款の消防費、常備消防費440万7千円につきましては、職員人件費の補正でございます。

10款の教育費でございますが、2目の事務局費85万4千円の増額は、職員人件費287万3千円の減額、また学校管理費372万7千円の増額につきましては、教育費の県補助金の全額補助の財源としたしまして、小中学校で、実験やものづくり体験を通しまして、目に見えにくいエネルギーというものを、いかに実感のあるものにしていくかという教育を実践する、エネルギーの教育の推進モデル事業の事業費でございます。8節の報償費でございますが、53万9千円につきましては、エネルギーの教育推進講師等に伴います謝礼金、11節の需用費につきましても38万5千円は、エネルギーに伴います教育教材費、14節につきましても使用料賃借料で39万1千円は、エネルギー教育実施の研修バス借上料でございます。

また18節の備品購入費につきましては、241万円ということで、風力・太陽光発電システム等の実験のための教育備品を計上させていただいたものでございます。

続きまして18ページをお願いいたします。4項の幼稚園でございますが、1目の幼稚園費5万3千円の増額につきましては、職員の人件費の補正でございます。

5項の社会教育費につきましても1目の社会教育総務費、3,278万4千円の増額は、職員の人件費3,151万6千円の補正、また7節の賃金126万8千円につきましても、教育委員会の育児休業代替職員として賃金9ヵ月分を計上をいたしたものでございます。

続きまして8目の文化財保護費でございます。560万円の増額でございますが、史跡の試掘調査費としたしまして、吉田地域開発事業に係る試掘、また、吉田保育所建設事業に係ります試掘、吉田豊栄線道路改良に係る試掘、3ヵ所の試掘調査の委託費を計上いたすものでございます。

19ページの方をお願いいたします。6項の保健体育費、1目の保

健体育総務費4,312万4千円の減額、3目の学校給食費2,908万2千円の増額につきましては、職員人件費の補正を掲げておるものでございます。

続きまして20ページ、21ページにつきましては、特別職また、一般職の給与費用の明細を記載をさせていただいております。

5ページに戻っていただきたいと思っております。5ページでございますが、債務負担行為の追加でございます。広島県が実施します県営の一般農道整備事業、中馬地区の中馬トンネル工事の市の負担金として、平成18年度から平成20年度までの期間で、限度額を2億円とする債務負担を設定いたすものでございます。この事業につきましては、広島県が平成18年10月から平成20年9月の工期の予定で、トンネル本体工事の起点側84.5メートルと終点側70メートルの付帯道路工事を実施いたしまして、平成20年度内でトンネルの開通を計画しておるところでございます。この事業負担金につきましては、安芸高田市が事業費の25%を負担するというものでございます。負担金の財源等につきましては、従前の事業から合併特例債を充当いたしております。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いたします。

松浦議長

以上で要点の説明を終わります。

お諮りします。

質疑は午後にさせていただきます、この際1時15分まで休憩にいたします。

~~~~~

午後 0時10分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~

松浦議長

それでは時間がまいりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

松村議員

議長。

松浦議長

9番 松村ユキミさん。

松村議員

県補助金の中で、エネルギー教育推進モデル地域事業補助金となつて372万7千円、それに伴いまして教育費の中で備品料とか、それからバス借上料という説明をいただいたわけでございますが、これは市内の小学校13校、中学校6校、この中で指定校が何校か決定しておるのかどうかということと、これは単年事業なんでしょうか、継続なんでしょうか、お伺いたします。

松浦議長

沖野教育次長。

答弁を求めます。

沖野教育次長

失礼いたします。

エネルギー教育推進モデル地域事業でございますけれども、これは地域を指定いたしまして、本来は国の事業でございますけれども、広島県の指定というかたちで1地域を規定をしております。地域で申しますと、根野小学校と八千代中学校が研究校に該当しておりまして、これが1年の期間になっております。

なお、この内容につきまして成果を県内に広めるといふ、そういう役割を担っております。

以上でございます。

松 浦 議 長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

明 木 議 員

議長。

松 浦 議 長

明木一悦君。1番。

明 木 議 員

議長。910万、コミュニティ助成金ということで出てますけど、これの使用用途は歳出の方ではどちらにあがってきておるのか、説明をされていたんだったら、聞き漏らしたところがあるかもしれませんので、もう一度お願いします。

松 浦 議 長

田丸自治振興部長。

田丸自治振興部長

これは総務部長が説明しましたように、財団法人自治総合センターから宝くじの収益の一部を充てまして、コミュニティ助成事業として、そうしたコミュニティ団体等へ助成を10割補助で行われるものでございます。今年度は内示が既にございまして、甲田町の井才田、これにつきましては、休憩所、簡易トイレ等々で250万。それから吉田町の可愛地区の地域振興会、これはイベント用のテント、いす等でございますが、これで150万円。それから吉田町の丹比地区の振興会、これもテント、はんでん等でございますが、これが120万円。美土里町の横田振興会、これはテント、ジャンパー、グランドゴルフセット等々で160万円。それから美土里町の本郷地域づくり協議会、これはイベント等用の音響設備でございますが、230万円。以上、5振興会に対して910万の内示をいただいております。

以上でございます。

松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

今 村 議 員

議長。

松 浦 議 長

16番 今村義照君。

今 村 議 員

人件費の方の税の関係でお伺いいたします。

社会福祉総務費、それから保健衛生総務費、社会教育総務費、学校給食の関係で数名の人事の異動があるわけでございます。これらの関係の主な視点・観点はいかなることで、こういう体制になったのか、ご説明をもう少し詳しくお願いをしたいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

答弁願います。

新川総務部長

このたびのそうした施設関係の関係になってこようと思いますが、基本的に社会福祉施設につきましては、保育所の給食調理現場、それと学校教育の関係におきましては、給食調理場等の職員の人事異動等に伴います関係でございます。保育所の関係によりますと、業務委託で実施いたし、また職員も貼り付けということがあったわけですが、時間的な関係とか、その以前は給食センターの中で保育の給食調理業務も実施していた関係でございます。そういうことも、ある程度整理をさせていただいて、保育部門における分野と、学校における給食分野におけるものを、整理をこのたびさせていただいたということで、その人件費にかかります増減の人数が出ているものと判断をさせていただいております。

以上でございます。

松浦議長

以上で答弁を終わります。

他に質疑ありませんか。

熊高議員

議長。

松浦議長

10番 熊高昌三君。

熊高議員

はい。何点かご質問したいと思いますが、まず、予算書のページに沿ってお伺いしたいと思いますが、まず1点めは、9ページの基金管理費、これが、今回財政調整基金として6,909万5千円ですか、積み立てるようにしてありますが、この時期にこれだけの額をすることの背景と伺いますか、その辺についてまず1点お伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目は、13ページの衛生費関係に関わることで、この補正予算書にはないんですが、今回の補正で何か出てくるのかなという気がしておりましたが、何も出てなかったということで、お聞きするんですが、最近新聞等に出ております吉田多治比の中間処理施設ですか、産廃の安芸美土里、この状況は新聞紙上に出ておりますが、県の指導を受けながら取り組みをしているということがありますが、市の方も担当部の方で、関わりをもっておられるというふうなことを聞いておりますが、こういった流れの中で、市の予算に関して、何か動きが出てくる可能性はないのかどうか、これについて1点お伺いをしておきたいと思います。

それから、18、19ページの関係で、先ほどの同僚議員の質問とも、多少関連する部分もあるかもわかりませんが、もう少し内容の詳細についてお聞きしたいということで、確認の意味も含めてお聞きしますが、社会教育総務費の一般職員人件費が3,151万6千円というものが出ておりますが、これの中身についての、詳細についてもう少しご説明を願いたいと思います。合わせて19ページの学校給食費これについても、先ほど来から、多少あったというふうに思いますけれども、一般職員の人件費が2,908万2千円、かなり大きな額が出ておりますが、これについての背景についてお伺いをしたいと思いま

す。

それから、最後の1点ですが、補正予算の議案説明資料、これが今回出ておりますが、非常にわかりやすい、ご丁寧な説明が書いてありますので、質問も非常にしやすい状況にさせていただいておりますので、少し聞いてみたいというふうに思いますが、最後の11ページ、12ページの人件費の補正総括表という流れの中で、総務部長からそれぞれ説明がありましたが、全体については、大体わかりましたけれども、特に大きな人事と申しますか、職員の数の異動がありました。これについても、先ほど来から、いろいろと説明の関連もあったかというふうに思いますが、もう少し、深入って、特に担当の部長さんにお聞きしたいと思っておりますが、例えば、民生費の社会福祉費の福祉総務費が46人が40人になり、保育所費が60人が54人になったとか、あるいは、農林水産業費の19人が23人になったとか、かなり大きな職員の異動があるわけですね、これについてそれぞれ、いろんな背景があるという話もありましたが、その辺についての職員の異動と申しますか、人数の増減に関わる、それぞれのこういう課題があってこの職員の異動があったんだと、あるいは、今後その部の中で、この人事配置の中で何をポイントに業務をやっていこうかと、何の効果을求めてこういう職員の異動があったかというふうなことを、それぞれ担当部長の方からお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

新川総務部長

まず初めに、総務部長 新川文雄君。

議長。9ページの基金の関係でございます。

確かにご承知いただきますように、6,909万5千円の基金の繰り入れをさせていただいております。本来であれば、この基金の時期の状況であろうかと思っておりますが、これはあと、他の特別会計との関わりの中で出てくると思いますが、他会計の方の繰り入れ繰り出しの関係の中で、この基金繰入金の歳入の財源を持たせていただきました関係上、調整をさせていただいて、この6,909万5千円の数字をいただいたところでございます。基本的に今回は当然3月に作成をいたしました、総括的な人件費の計上を人事異動前に計上させていただいている関係で、4月、3月に上程いたしました予算を変更して、今回年間的な総トータルとしての人件費相当分を算出をさせていただいたところでございます。そういうのが主なものでございまして、先ほど来から、緊急性を伴って財源を伴わないものが事業の枠として出ております。教育委員会の予算、また、自治振興部の方のコミュニティー助成事業ということで、一般財源を伴ってないというところがございますので、そういうことを重点的に整理をさせていただいております。そういう状況の中で、今の老人保健特別会計の繰入金金が3,493万5千円の繰入金の精算をさせていただいております。

これは当然後の他の会計も精算をしていただくということで、5月末の出納整理をさせていただいておりますので、このことは今後の財源の中で、特別会計との繰り入れ繰り出しの調整をさせていただきたいというように考えております。そういう状況でございますが、できるだけ一般財源で浮きました人件費相当分と、特別会計の3千数百万のお金の財源といたしましたものが、今回基金の繰入金となったという数字でございます。それと、社会教育また学校教育等の関わりとの関係でございますが、確かにご指摘いただきますように、社会教育でございますと、保育所の関係もある程度整理をさせていただいております。それと、先ほどもご説明しましたように、保育所の給食業務と学校給食の給食調理員さん、保育所の方に、給食調理として社会福祉費の方から支出をいたしておりましたのが、教育委員会部局の学校給食センターの方に配置換えをしたというような状況もございます。そういう状況の中で、先ほど来の数字の変動がでるとという状況でございます。

それと、農林水産業費の関係におきましては、多少の数字の増減が出ておりますけれども、これは、地籍調査事業の関係も出ておりますし、技術的な職員配置ということで1名ほど、技術職員の配置をさせていただいております。そういう関係で、農林水産業費におきまして職員の増というのは、そういう関係が主たるものであるのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

松浦議長

引き続き、市民部長 杉山俊之君。

答弁を求めます。

杉山市民部長

続きまして、13ページの環境衛生費の予算の関係、今回計上がないというご質問でございますが、ご承知のように、丹比にあります美土里産業の廃棄物処理業者の関係でございますが、これは、新聞等、あるいはテレビ等で大きく報道され、地元住民に臭気とかあるいは、ゴミが飛んでくるという大きな社会問題として報じられておるところでございます。これは、県が認可した産業廃棄物処理場でございますので、直接市が指導するというところに法的根拠がございません。県の芸北地域事務所の指導のもとに今、指導していただいております。市といたしましても、県へ行政的な指導あるいは勧告、行政命令等、今、県が出しておりますけれども、その関係で市としてのお手伝いする関係は、県の方から、処理場への搬入をこれ以上増やさないという監視のお手伝いとか、あるいは説明会等で今対応しております。ところでございまして、直接、市の姿勢といたしましては、側を流れている多治比川の廃棄物によって汚染される水質の問題で、当初予算の中で今回発注する予定でございます。また、いろいろと予算的にいることがあれば、また、次回の補正予算等をお願いしたいというふうに考えております。現状は今説明したとおりでございます。

松 浦 議 長  
佐 藤 教 育 長

教育長 佐藤勝君。

それでは、社会教育、それから、保健体育費に関わりますことについて、人数の方から、私の方では説明をさせてもらいたと思います。お手元の資料の補正予算審議説明資料、11ページをお開きいただきたいと思います。そこで、まず、教育委員会関係は下の方にありますけれども、補正前の社会教育総務費の職員数を19人と、それから保健体育総務費の一般職員の人数を8人、トータルで27名というように計上をしております。これは、平成17年度に配置しております教育分室あるいは、本庁の生涯学習課の職員について、社会体育担当を計上する時に分けたわけです。と言いますのが、社会教育関係、生涯学習関係、事業費別の予算構成をするというような予算構成の仕方を変えました関係上、社会教育総務費の方に19人、そして、社会体育の方の予算額として、保健体育総務費で当初8名を計上いたしました。これは、各教室に1プラスの本庁2という形で8名と、そして、その他のぶんが19名ということで、トータルで27名で計上したわけでありまして、4月はじめの人事異動によりまして、それが整理をいたしまして、本庁の方のスポーツ担当のみをそこに残して、その他のものにつきましては、教育分室を含めて人数の整理をいたしました。その結果、そこにありますように社会教育総務費が23名、そして保健体育総務費、これは、生涯学習課におります今のスポーツ振興係の職員でございます。トータルで25名というようにしたわけでありまして、予算の組み替えをさせてもらったということがあることをご理解いただきたいとこのように思います。

それから、給食関係のところにつきましては、先ほど、新川部長の方から話がございましたけれども、17年度、全部の給食センター等の職員が15名おりました。15名おりましたけれども、1名定年退職をいたしました。そういうこともありまして、保育所等に勤務しておられました調理員さんが、学校給食関係の方の共同調理場の方へ5名ほどおいでいただいたということで、15引く1で14、足す新しく5名ほど入ってもらったということで、19名になっておりまして、その差についての補正予算の計上をさせてもらっておるとこのことでございます。

よろしく申し上げます。

松 浦 議 長

他に答弁もれはありませんか。

福祉保健部長。

答弁を求めます。

福祉保健部長。

暫時休憩いたします。

~~~~~

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

松 浦 議 長

再開いたします。

新川総務部長

それでは福祉保健部長に代わって総務部長の新川部長が答弁します。  
議長。この保健衛生等の関係につきましては、4月1日のそうした組織改変といいましょうか、保健師さんの退職に伴いまして、そうした補充をいたしておりません。そういう関係で、本庁、保健医療課の方で、それを総括するという状況を今年度とらさせていただきます。そのことによりまして、合併3年目の状況でございますので、ある程度地域の統一的な保健指導という一貫の体制の中で、このたび支所におりました保健師を、本庁直営の直の対応をとらせていただくということで、統一的に予算の費目をそちらの方へ変更をさせていただいたという状況でございます。

松 浦 議 長

以上でございます。

熊 高 議 員

よろしいですか。

松 浦 議 長

産業振興部長。

清水産業振興部長

答弁を求めます。

産業振興部長 清水磐君。

6款の農林水産業費の人員の関係でございます。17年度が19名から本年度23名の4名増ということでございます。先ほども、総務部長の方からご説明をしたところですが、事業を実施しております、地籍調査事業に係ります業務を、農林水産課の方に18年度から事務を移したものでございます。この事業に係ります人員の4名を農林水産課の方に、移した4名の増ということでございます。

熊 高 議 員

以上でございます。よろしく申し上げます。

松 浦 議 長

議長。

熊 高 議 員

10番 熊高昌三君。

人事の職員の数とかそういったものは、いろんな関連もあると思いますので、それぞれの部だけじゃ答えられんというようなこともあると思いますけども、私が先ほどお聞きしたのは、人事に関しては、各部が事業に応じて、それぞれの職員の配置を考えていく、そういった流れで、最終的に人事の本締めである総務部がそういった配置等するのかなという気がして聞いておりましたが、総務の方で、こうやれ、ああやれということで、すべて人事をやっておるのかなというふうな気がしたのは、私の思い過ごしかも知れませんが、先ほど聞いたのは、それぞれの部の仕事をしっかりできるための人事のいろいろ考えをもってやっておるのかなという気がしたんで、それぞれこの補正に関係して人事が出てきたというのは、それぞれの部長が思いがあってやったことなんかなという気がしたんで、それぞれの部長さんがどういった思いがこれに反映されとるかということが聞きたかったわけで、ただ数のことだけだったら、この書類を見ればわかるわけですから。そこらについて、私はお聞きしたいんで、もう少しそこらの意気込み

というのがあれば、それぞれお聞きしたいと思いますし、全体の流れですから、市長なり助役の方でそういった考えがあるのであればお聞きしたいと思います。

もう1点、産業廃棄物の中間処理施設については、市民部長の方からお答えがいただきましたんで、概略の流れというのにはわかりましたが、最終的に不便をみる、困るといのは、地元の市民であろうと思います。いろいろ新聞紙上等での判断しか、私はできませんけども、県の方の指導というのが、まだ、しておるけれども、それが守られておらんという状況があるということですが、その指導というのが、どこまで徹底をしていくんか、あるいは、企業とのいろいろやり取りもあるんでしょうから、そこらの流れの中で、手順をふんでいくということも必要なだろうと思いますけども、市として県の指導だけに頼っておるといのが、本当にいいのかなという気がするんですね。例えば、その事業を回転させていくためにもう少し状況を見なくちゃいけないというようなことも、書いてあったというふうに思うんですが、最終的に最悪の場合が出たときに、誰が責任を持つのかということですね。そういう時には最終的には、市民が困れば市がどうにかせんやいけんということになるというふうに思うんですね。そこらまで考えておられるのかどうか、あるいは、もっと踏み込んで言えば、市の条例をつくる必要があるんじゃないかなというところまで、最終的にはくるのではないかなという気がするんですね。こういう関係にしてみればそこらの関係をもう少しお考えをお聞きしたいというふうに思います。

松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

助役 増元正信君。

答弁を求めます。

増 元 助 役

今年度の人事の関係につきまして、総括を私の方から答弁をさせていただきますと思います。この18年度3月末におきまして、定年退職者、あるいは中途の職員の退職ということで、15名の職員が退職をされました。それは当然予測をされておることでございますし、また、来年度に係りまして、同じくらいの定年退職者が見込まれておる。また、今後も団塊の世代が順次退職をしていくということで、大量職員が退職をしていく時代を迎えます。そういった中で、この18年度の人事の体制をどうするのかということでございますけれども、まだ、合併をして3年目ということで、各事務事業の量質、それぞれに、これまでの慣例、縦割り、それから、事業課におきまして事業の量等々関係があるわけでございますけども、例えば、その福祉の関係から言いましても、もう少し事業を統合化して、生涯健康づくりといいましょうか、子どもから高齢者に至るまでの、総合的な健康づくりといったようなことが、一体的にできないだろうか、あるいは、産業振興におきまして、農業の振興、いろんなこれまでの、縦割りの

中での取り組まれておったことを、予算も含めて少し統合化できないだろうかといったようなことを、予算の編成の段階からさせていただきました。理想から言いますと、その各部、各事務量に応じた、事業目的達成型の人事配置をしていきたいということで、理念としては持っております、各部長さんあるいは支所の支所長さんと、事前の状況の分析はしてきたわけでございますけれども、それに、100%応えることにはならなかったというふうに思います。支所においては、減員といったようなことがありますし、先ほどの様々な事務事業を分解をし、もう1回再構築をするということで、今年度の人事配置ということにさせていただいております。保健師さんにおきましても、地域包括センターの設立に伴い、あるいは、本庁直轄の一括した行動をとったほうがスムーズに行くではなかろうかと。あるいは、保育所の調理業務、そして、学校給食と、職員をどちらかに集中をさせて、保育所の方につきましても、人的業務委託において、一括してお願いをするといったようなこと。あるいは、地籍につきましても、産業振興部の方で一括してやるといったようなことでの、人事配置となっております。現場の部長さんにおかれましても、やはり、この新年度入りまして、そういった体制で運用はさせていただいておりますけれども、様々な課題が出てくることは、これは、現実の問題としてあるわけでございます、それはそれとして、やはり受け止めていかなければならないというふうに思っております。ただ19年度は、さらに総職員を減らしていかなければならないといったようなことがございます。そういう現実問題に対しても、組織機構をもう少しスリムに簡素化していくといったようなことを考えていかなければならないと。そして、やはり、公共サービスの量質ともに、やはり維持をしていくということ、両面併せて考えていかなきゃいけないという大きな課題があるというふうに思っております。それは、今年度の課題、あるいは、運用する中で19年度の組織体制というものを、また、議会の皆様方にもご提案を申し上げ、提案をしていきたいというふうに思っております。

総括のところでお答えをさせていただきました。

松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市民部長 杉山俊之君。

杉山市民部長

熊高議員さんのご質問にお答えをいたしますが、最終的ということに今現在なっておりません。安芸高田美土里産業が今操業して、鋭意努力をしておるところでございますし、県が行政処分、あるいは、行政監督、行政命令という段階に今指導しておるところでございます。請け合った業者が最終的にその処分をしていただくのが本命でございますし、また、その業者に頼んだ、元のをどこから搬入して委託を受けてきたのか、そこのところの事実が出てくれば、そこへ委託した特定できておりませんが、業者か、企業ですね、その処分をして

いただくということだろうと思いますし、また、そういうことで、業者が倒産ということになりますと、やはり、許認可を与えた県が最終的にその責任を果たすべきというふうに私は考えております。

以上です。

市の条例については、環境基本計画ということで、今後策定していきたいというふうに今考えておりますが、また、その関係で今後また、計画を樹立していく考えでございます。

以上でございます。

ほかに質疑ありませんか。

議長。

10番 熊高昌三君。

人事に関しては、助役さんの方から総括的なお答えをいただいたんで、先ほどの答弁ということで、具体的な部分も少し触れていただいたんですが、もう少しそこら辺を部長さんにお聞きしたいと思うんですが、福祉の関係でいえば、保健師さんが動いたということで、非常に2ヵ月しかたっていない状況の中で、今の状況を評価するというのは、私もその評価をしようということじゃないんですが、もう既に、特に、地域包括支援センター、この動きというのが、大きな役割を担うというのは、もう法の改正以前から私も議論をさせていただいたんですが、それがいよいよ本格的に動いてきたという中で、既に2ヵ月たった状況の中でも、現在の地域包括支援センターの人員でうまくいってないという話も聞くんですね。事業者に負担がかかっていきそうなどというような話も漏れ聞いておるんですね。そこらをこの2ヵ月で評価をせいというのは、無理な話かもわかりませんが、既にそういった空気が見えるということに対して、部長はどんなふうにお考えなのか、さらには、今後、そういったことのないように当然取り組まれると思いますが、その辺についての考えかたがどうなのかというところを、この時点で一たん聞いておいて、また9月の時に、また評価をさせてもらいたいというふうに思うんですが、その点が1点。

それから、産業振興部長さんの方にさっき助役が言われたように、新たに地籍調査が総務の方から入ったんですね。予算の時に我々も聞かせていただいたんですが、その取り組みの状況というのは、今の体制の中で昨年もできそうでできなかったというようなことがありますので、総務の責任を産業振興部に受けたというふうに私は捉えておりますんで、大きな責任をもらったんだなという思いがしますんで、そこらの取り組みの状況を、現在の時点での取り組みの状況というのを、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、教育長の話がされた、給食センターの関係。これは、民間委託との関係もいろいろあるという話もされたんですが、ここの民間委託との関係が今の状況でうまくいっているのか。あるいは、その中身も少し変わったんじゃないかなというふうな判断を、今、先ほ

松 浦 議 長  
熊 高 議 員  
熊 高 議 員  
熊 高 議 員

どの答弁では、少し感じるんですが、そこらの、民間の人的業務委託、ここらとの関係は問題なくいっておるのか。それについて、もう少し詳しくお聞かせを願いたいと思います。

最後に、産廃の関係ですが、県の方が責任を持ってということで、部長の方お答えされたんで、市としては、お金を持ってということはないんだというふうに、今の時点では判断させていただいてよろしいということでしょうか。

さらには、市の条例の検討もするということですが、こういった問題が起きた時に対処できるような市の条例を早急につくるということの答弁なんかというふうな思いがしましたんで、そこらの再度確認をさせていただくということで、さらには、水質検査というのは、当初の予算ですということですが、これも早く梅雨がもう来ますし、既に雨が随分降っていますけども、流出の状況とかそういったものを早く調べて安心できるようなものを提示できるんならその方が良いと思いますので、取り組むべきところは、早く市としてやるべきところは早くやっていただくことが必要かなという思いがしますんで、そこらも合わせて再度お聞きしたいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

廣政福祉保健部長

まず初めに福祉保健部長 廣政克行君。

ただいまのご質問であります。保健師の位置づけとございますか、そうした、先ほど人事異動に伴いまして、大体的なお考えを助役の方から申し上げました。現場の担当部長といたしましては、保健師のひとつの位置づけ方とあると思いますけども、この合併をいたしましてちょうど2年を過ぎました。3年目に入るわけでございますけども、この保健師さんは、それぞれ、この2年間とございますか、各支所の保健事業というものを、今日もそれぞれの各町で保健づくり、町民の健康づくり、また、保持等をされて努力されています。この3年目に迎えます、新市としましては、この本庁にひとつの集中的な保健指導というかたちになったことだろうと、このようにとらえております。この3年目の安芸高田市としましては、一応、健康づくり、市民の健康づくり、また保持等の指導をしていく中には、この保健師につきましては、保健医療課の方で所属しておりますけども、全体で福祉保健部の一つの中の位置づけだと、このようにとらえております。ご質問のように、包括支援センターも4月から開設いたしまして、もとはといいますと、市民のまず健康づくりというような保健医療にしましても、国民保険、それぞれ関連がございまして、このまず、安芸高田市としての市民の健康づくり、保持というものを、このバージョンが必要だろうと、このように考えております。いずれにしましても、この市民のと言いますと、乳幼児からお年寄りまでおられますので、この一連的なひとつの保健医療課だけのとしての行動でなく、福祉保健部としての行動であると。全体の保健師としての位置づけを考えてまいりた

松 浦 議 長  
清水産業振興部長

いと、このように考えております。

引き続き、産業振興部長 清水磐君。

地籍調査事業についてのお尋ねでございます。

ご心配をいただいておりますように、地籍調査につきましては、現在吉田、美土里、高宮の3地域で事業を進めております。美土里、高宮につきましては、一応国の補助をいただいて事業を計画的に取り組んで来ておりますが、ご承知のように、非常に地籍調査事業の国費の方の予算枠の方も非常に厳しい状況になってきておまして、年々縮小の方向にあります。ただ、この事業につきましても、将来に向けて非常に重要な事業でございますので、順次進めてまいりたいというふうに考えております。

吉田地域の調査につきまして、昨年来からいろいろとご心配いただいておりますが、この3つの地域の18年度19年度の計画を、現在農林水産課を中心に計画を検討しております。国庫補助事業と単市の事業との調整をしながら、今年来年で、是非取り組んで進めてまいりたいというふうに考えております。特に吉田地域につきましては、関係者の皆さまのご理解が当然必要になってまいりますので、こういったことにつきましても、地元の議員さんも中心にご相談を申し上げながら、取り組みを今年度進めてまいりたいというふうに考えております。

また、具体的な取り組みにつきまして、市の方の方針が決定しましたら、関係委員会等へ報告をさせていただきながら、事業の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

松 浦 議 長

引き続きまして答弁を求めます。

佐藤教育長

教育長 佐藤勝君。

現在、学校給食関係では業務委託として、安芸高田市振興事業団の方へお願いをしておるところでございますが、正規の職員もおられ、また、業務委託の職員もおられるということで、昨年度当初はですね、いろいろと人間関係の上でも、課題がございましたけれども、教育委員会としましても、その状況について把握をいたしますとともに、事業団の方も積極的に動いていただきまして、今年度につきましては、人間関係もうまくいっておると、私はそのように把握しておりますが、将来にわたってどのようにこの業務委託先をするかということについては、これは市全体でまた考えていかななくてはならない問題でございますので、そのことはそのことで、また、検討させてもらわなくてはならないと、このように思っております。

以上でございます。

松 浦 議 長  
杉山市民部長

引き続き、市民部長 杉山俊之君。

環境整備計画につきましては、この1年間かけていろいろと、調査研究をしてまいりたいというふうに思っておりますし、公費負担につ

きましては、先ほどご説明申し上げましたように、まだ、流動的でございますので、市としてそれを排除するということは、現時点では考えていないということでございます。また、条例につきましては、現在美化条例等が制定されておりますけど、その中での、充実強化するか、新たにこういう産業廃棄物等の業者等の指導について、新たな条例を策定するかは、やはり、県が許認可をもって指導しておる事業者でございますので、そこらは、また、県とよく協議して市独自の条例制定をするかどうか、今後研究させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 青原敏治君。

青原議員 関連になろうかと思うんですが、先ほども人的委託のことでちょっと助役さんの方が触れられたと思うんですが、職場職場によって統一していくという答弁があったように思うんですね。また、先ほど教育長の方からも答弁では、今は混合で人間関係もうまくいっとるというようなことを聞いておるんですが、そこらの精査はどういうふうになされておるんか、助役さんと教育長さんの話がどういうふうになっておるんか再度お伺いをいたします。

松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

助役 増元正信君。

増元助役 給食調理につきましては、私は基本的な考え方を申したわけございまして、学校給食におきましては正規職員の調理員さんと、当然それだけでは足りないという部分もあるわけでございますから、人的業務委託も導入しながら運用をしていただいております。

また、保育所の給食調理につきましては、なるべく正規職員においては、学校給食の方にまとめていこうといったような方針に基づいて、この18年度人事配置をさせていただいたわけでございますけども、保育所につきましては、人的業務委託の方で現在、運用をさせていただいておるということでございまして、教育長の答弁と矛盾をしておらないと、私は思っております。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長 給食現場の実態については、学校給食を担当しております学校教育課の方が年度当初、今年も状況把握にまいりました。そこであった内容につきましては事業団等についても連携を深める中で、相互に情報交換はさせてもらっておりますし、人的委託にかかります大きな課題がある場合においては、当然総務課の方と私の方でも連携をさせていただきながら、それぞれの職場が持つておる力をフルに発揮できるように頑張っていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

青原議員  
松浦議長  
青原議員

議長。

11番 青原敏治君。

大体の考えはわかっておるんですが、私が再三再四言ってきたことなんですが、やはり同じ職場で給与の差があるというのはいけんのじゃないかということは、もう再三言ってきておる経緯があるんですね。それを、やはり少しでも見直しをしていただいたんかなという思いがしたんですが、人的業務委託がえかったんか、悪かったんか、というのは置いときまして、市が考えとるのはもう学校給食はひとつにまとめて、民間委託をするかという状況の中で市の職員さんに戻してやるというのは逆行しとるんかなという思いがするんですが、そこらあたりの考え方はどうなんですか。長期的に考えて。そこをちょっと説明をお願いします。

松浦議長

どなたに答弁求めていますか。

助役さんですか。

青原議員

助役さんか、市長さんでもいいですよ。

松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

助役 増元正信君。

増元助役

行財政改革の中で公共サービス、民間でできるところは民間でお願いをするといった大きな流れがございます。そういった大きな議論の中で今後、保育所であったり、給食センターであったり、いわゆる公共サービスを提供する部門については、いろんなこれからの議論の中で、やっていく必要があるかと思えますけれども、現実問題といたしまして、学校給食においては教育委員会が直営で実施をしておるわけでございますし、保育所においてもそういった状況で取り組んでおりますので、将来的なことも考えながらではありますけれども、当然、新規の職員の採用は補充をしないと、これは全体的な職員の採用計画の中で、あるいは定員適正化計画の中で現在進行をしてきておるわけでございます。そういった中で、学校給食も現在の陣容で運営をしていかなければいけないといった中から、現在おります教育委員会なり、市全体の調理員をどちらか一方にまとめた方が、運用がしやすいんじゃないかというのが、この18年度でございます。そういったことでの一種統一を図りながら現状での効率化を18年度は、あるいは19年度においても図っていきたいということでの答弁でご理解を賜りたいと思います。

松浦議長

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。

これより、議案第78号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。  
お諮りします。

この際、暫時、14時20分まで、15分ほど休憩いたします。  
20分まで。

10分休憩します。

~~~~~

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~

日程第21 議案第79号 平成18年度安芸高田市国民健康  
保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第80号 平成18年度安芸高田市老人保健  
特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第81号 平成18年度安芸高田市介護保険  
特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第82号 平成18年度安芸高田市介護サー  
ビス特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第83号 平成18年度安芸高田市公共下水  
道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第84号 平成18年度安芸高田市特定環境  
保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第85号 平成18年度安芸高田市農業集落  
排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第86号 平成18年度安芸高田市浄化槽整  
備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第87号 平成18年度安芸高田市簡易水道  
事業特別会計補正予算（第1号）

松浦議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして日程第21、議案第79号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件から日程第29、議案第

87号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件まで9件は、8件が人事異動に伴う人件費の補正であり、議案第80号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算につきましては、毎年この時期に発生する医療費等の精算に伴うものがあります。

この際、これら9件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から一括して提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議長。議案第79号、から議案87号まで一括提案をさせていただきます。提案理由の説明を申し上げます。

各特別会計の補正予算にかかる議案について、第79号から87号まで説明をいたします。

まず、議案第79号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ154万3千円を減額し、予算の総額を36億9,014万9千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金154万3千円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費154万3千円を減額するものでございます。

次に議案第80号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてでございます。本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,537万円を追加し、予算の総額を58億5,412万5千円とするものでございます。歳入につきましては、支払基金交付金44万6千円、国庫支出金2,592万9千円、県の支出金が495万円、繰越金3,404万5千円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、諸支出金6,537万円を追加するものでございます。

次に議案第81号、安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,531万7千円を減額し、予算の総額を34億33万1千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金1,531万7千円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費1,301万5千円、地域支援事業費230万2千円をそれぞれ減額するものでございます。

次に議案第82号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算についてでございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ229万8千円を追加し、予算の総額を2,026万2千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金229万8千円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費229万8千円を追加するものでございます。

次に議案第83号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万2千円を追加し、予算の総額を4億2,762万6千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金が12万2千円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費12万2千円を追加するものでございます。

次に議案第84号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ457万3千円を減額し、予算の総額を8億7,836万3千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金457万3千円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費457万3千円を減額するものでございます。

次に議案第85号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ495万6千円を減額し、予算の総額を6億9,077万9千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金495万6千円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費495万6千円を減額するものでございます。

次に議案第86号、平成18年度安芸高田市合併浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19万6千円を追加し、予算の総額を2億7,158万円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金19万6千円、歳出につきましては、総務費19万6千円を追加するものでございます。

次に議案第87号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算(第1号)についてでございます。本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,112万6千円を減額し、予算の総額を10億9,505万2千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金1,112万6千円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費1,112万6千円を減額をするものでございます。

以上、9議案についてよろしく審議を賜りますようお願いを申し上げます。

訂正をさせていただきます。議案第86号、平成18年度安芸高田市合併浄化槽と申し上げましたが、正しくは平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)でございます。訂正をいたします。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

まず初めに、福祉保健部長 広政克行君。

それでは、議案第79号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算の要点のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、職員の人事異動等に伴います職員給与費の補正をいたすものであります。

補正予算書の6ページをお願いします。歳入でございますが、9款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金154万3千円の減額につきましては、職員給与費の補正に伴いまして、職員給与費に係ります繰入金を減額するものでございます。

歳出の7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費は、154万3千円の減額であります。職員の人事異動に伴いまして、給与費それぞれを減額いたすものでございます。

8ページにつきましては、給与費補正明細書にございますが、国民健康保険特別会計所管の職員は6名で、補正後の職員給与費の総額は、4,242万9千円でございます。

以上で要点の説明を終わります。

続きまして、議案第80号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成17年度の医療費総額55億7,846万8,191円の精算に伴いまして、歳入歳出について精算いたしました補正予算でございます。

まず歳入でございますが、6ページをお願いいたします。款1の支払基金交付金、2目の審査支払手数料交付金の44万6千円でございますが、平成17年度のレセプトの審査手数料を精算したものでありまして、交付率は100%になります。

次の款2、国庫支出金の1目の医療費負担金、2節の過年度分の2,592万9千円でございますが、医療費にかかります平成17年度国庫負担金の精算分でございます。

款3、県支出金、1目医療費負担金、2節の過年度分の495万円につきましても、過年度分の精算といたしまして増額するものでございます。

次に7ページの款5繰越金、1目繰越金の3,404万5千円でございますが、17年度会計を精算いたしまして、平成18年度会計への繰越金でございます。

続いて歳出でございますが、8ページをお願いします。款3の諸支出金、2目の還付金、23節の償還金利子及び割引料の3,043万5千円につきましては、平成17年度の医療費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金の精算によりまして、還付金を生じたものでございます。同じく諸支出金の1目、一般会計繰出金3,493万5千円につきましては、平成17年度の一般会計から安芸高田市負担

部の繰入金を精算いたしまして、超過分を一般会計へ還付するものでございます。

以上、要点の説明を終わります。

次に議案第81号の要点のご説明を申し上げます。

この補正につきましても、職員の人事異動に伴います職員給与の補正をいたすものでございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。歳入でございますが、8款の繰入金、2項の一般会計繰入金、4目のその他一般会計繰入金1,531万7千円の減額につきましては、職員給与費の補正に伴いまして、職員給与費にかかる繰入金を減額いたすものでございます。歳出の7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費につきましては、1,301万5千円の減額で、職員の人事異動に伴いまして一般事務職員給与費、給料をそれぞれ減額するものでございます。4款の地域支援事業、2項の包括支援事業、任意事業費、1目の一般管理費は2,030万2千円の減額で、職員の人事異動等に伴います保健師の職員給与費、もとい、1目の一般管理費は230万2千円の減額です。職員の人事異動に伴います保健師の職員給与費、給料を158万8千円、はじめとしまして、それぞれ減額するものでございます。

8ページにつきましては、給与費、補正明細書でございますが、介護保険特別会計所管の職員は一般事務職7名、保健師1名、社会福祉士1名の計9名で補正後の職員給与費の総額は5,315万6千円でございます。

以上、要点の説明を終わります。

次に議案第82号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算の要点のご説明を申し上げます。この補正につきましても職員の人事異動に伴います職員給与費の補正をいたすものでございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。歳入でございますが、2款の繰入金、1項の一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金229万8千円の増額は職員給与費の補正に伴いまして、職員給与費にかかる繰入金を増額するものでございます。

歳出の7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費は229万8千円の増額で、職員の人事異動に伴います職員給与費、給料をそれぞれ増額するものでございます。

8ページにつきましては、給与費、補正明細書でございますが、介護サービス特別会計所管の職員は保健師1名で、補正後の職員給与費の総額は850万2千円でございます。

以上要点の説明を終わります。

引き続きまして、建設部長 金岡英雄君。

失礼いたします。

議案第83号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補

松浦議長  
金岡建設部長

正予算の要点のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、職員の人事異動等に伴う職員給与費の補正をいたすものでございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、4款の繰入金、1項の他会計繰入金の一般会計繰入金、12万2千円の増額は、職員の給与費の補正に伴い職員給与費にかかる繰入金を増額するものでございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費の一般管理費の12万2千円の増額でございますが、職員の人事異動に伴う職員給与費で、給料を6万5千円増額、職員手当を9千円減額、共済費を6万6千円増額するものでございます。

8ページは給与費、補正明細書でございます。公共下水道事業特別会計にかかる職員は4名で、補正後の給与費の総額は3,446万円でございます。

以上で要点の説明を終わります。

次に議案第84号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の要点のご説明をいたします。

この補正につきましても、職員の人事異動等に伴う職員給与費の補正をいたすものでございます。

6ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、4款の繰入金、1項の他会計繰入金の一般会計繰入金457万3千円の減額でございますが、職員給与費の補正に伴い、職員給与費にかかる繰入金を減額するものでございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費の一般管理費457万3千円の減額でございますが、職員の人事異動に伴う職員給与費で、給料を303万円、職員手当を98万4千円、共済費を55万9千円、それぞれ減額させていただくものでございます。

8ページは給与費補正明細書でございます。本特別会計事業の所管の職員6名で補正後の職員給与費の総額は4,295万円でございます。

以上で84号を終わります。

次に議案第85号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の要点のご説明をいたします。

この補正につきましても、職員の人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

予算書の6ページをお願いいたします。歳入でございますが、5款の繰入金、1項の他会計繰入金の一般会計繰入金495万6千円の減額は、職員の給与費の補正に伴い、職員給与費にかかる繰入金を減額するものでございます。

歳出でございますが、7ページをお願いいたします。1款の総務費、

1 項の総務管理費の一般管理費 4 9 5 万 6 千円の減額でございますが、職員の人事異動に伴う職員給与費として、給料を 2 7 7 万 9 千円、職員手当等を 1 6 9 万 2 千円、共済費を 4 8 万 5 千円、それぞれ減額させていただくものでございます。

8 ページは給与費補正明細書で、本特別会計の所管の職員は 6 名で、補正後の職員給与費の総額が 5 , 1 1 3 万円でございます。

以上で議案 8 5 号を終わらせていただきます。

次に議案第 8 6 号をお願いいたします。平成 1 8 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）の要点のご説明をさせていただきます。

本件も、職員の人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

補正予算の 6 ページをお願いいたします。歳入でございますが、6 款の繰入金、1 項の他会計繰入金の一般会計繰入金 1 9 万 6 千円の増額は職員給与費の補正に伴い、職員給与にかかる繰入金の増額をお願いするものでございます。

歳出でございますが、7 ページをお願いいたします。1 款の総務費、1 項の総務管理費の一般管理費は 1 9 万 6 千円の増額で、職員の人事に伴う給与費でございます。給料として、2 5 万 3 千円を増額、職員手当を 1 2 万 5 千円減額、共済費を 6 万 8 千円増額するものでございます。

8 ページは給与費補正明細書でございます。本特別会計の所管の職員は 1 名で補正後の職員給与費の総額が 8 8 2 万 3 千円でございます。

以上で 8 6 号を終わらせていただきます。

次に議案第 8 7 号、平成 1 8 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の要点についてご説明を申し上げます。

この補正につきましても職員の人事異動に伴うもので、人事等の給与費の補正でございます。補正予算の 6 ページをお願いいたします。歳入でございますが、6 款繰入金、1 項の他会計繰入金の一般会計繰入金 1 , 1 1 2 万 6 千円の減額は、職員給与の福祉に伴ない繰入金を減額させていただいておるところでございます。

歳出でございますが、7 ページをお願いいたします。1 款の総務費、1 項の総務管理費の一般管理費、1 , 1 1 2 万 6 千円の減額で職員の人事異動に伴う職員給与費として、給料を 6 9 4 万 3 千円、職員手当を 2 7 0 万 7 千円、共済費を 1 4 7 万 6 千円それぞれ減額させていただくものでございます。3 款の公債費につきましては、職員給与費の減額に伴い、1 款の総務費に財源充当しておりました水道使用料のうち、職員人件費の減額相当額を元金償還金の財源として充てるため、財源の組み替えをさせていただくものでございます。

8 ページをお願いいたします。給与費明細書でございますが、本特別会計の職員数が 1 1 名で補正後の職員給与費の総額が 7 , 0 6 0 万円でございます。

松 浦 議 長 以上で、要点の説明を終わらせていただきます。  
以上で要点説明を終わります。  
これより一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕

松 浦 議 長 質疑ないようでございますので、質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本9件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより一括討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕

松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。  
これより議案第79号、平成18年安芸高田市国民健康保健特別会計補正予算(第1号)の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。  
これより議案第80号、平成18年度安芸高田市老人保険特別会計補正予算(第1号)の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって本件は原案のとおり可決されました。  
これより議案第81号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を起立により採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって本件は原案のとおり可決をされました。  
これより議案第82号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第1号)の件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。  
これより議案第83号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特

別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

これより議案第84号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共  
下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたし  
ます。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

これより議案第85号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業  
特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

これより議案第86号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特  
別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

これより議案第87号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別  
会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~

松 浦 議 長

今朝ほどお話しをした、特別委員会の委員長互選結果の報告を、こ  
こでさせていただきます。

休憩中に吉田少年自然の家調査特別委員会が開催され、正副委員長の  
互選が行われました。

ここにその結果を通知いただいておりますので、報告いたします。

今定例会において設置されました、吉田少年自然の家調査特別委員  
会の委員長には8番、赤川三郎君、副委員長には13番、杉原洋君が  
選任されました。

以上、報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
次回は、明日午前10時に再開いたします。  
ご苦労様でした。

~~~~~

午後2時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員